

# 貸借対照表

2022 年 12 月 31 日 現在

株式会社 オプトエスピー

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	<b>[ 166,703 ]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[ 54,897 ]</b>
現金及び預金	87,036	買掛金	16,855
売掛金	43,964	未払金	14,699
契約資産	9,463	未払法人税等	283
原材料	8,565	未払消費税等	2,918
仕掛品	4,513	契約負債	17,864
その他	13,159	預り金	2,275
<b>【固定資産】</b>	<b>[ 45,633 ]</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>[ 5,210 ]</b>
(有形固定資産)	<b>4,344</b>	役員退職慰労引当金	5,210
建物附属設備	3,481	<b>負債合計</b>	<b>60,107</b>
工具器具備品	423	(純資産の部)	
一括償却資産	439	<b>【株主資本】</b>	<b>[ 152,230 ]</b>
(無形固定資産)	<b>2,152</b>	資本金	22,000
ソフトウェア	1,730	資本剰余金	1,000
電話加入権	422	資本準備金	1,000
(投資その他の資産)	<b>39,137</b>	利益剰余金	130,230
出資金	100	利益準備金	4,500
差入保証金	1,417	その他利益剰余金	125,730
保険積立金	35,826	別途積立金	50,000
権利金	623	繰越利益剰余金	75,730
繰延税金資産	1,170	自己株式	△ 1,000
		<b>純資産合計</b>	<b>152,230</b>
<b>資産合計</b>	<b>212,337</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>212,337</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 【 重要な会計方針 】

### 1 . 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 2 . 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	15 年
工具、器具及び備品	5~8 年

#### (2) 無形固定資産

・ 自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3 . 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) フロービジネス

システム開発契約

システム開発については、顧客との間でシステム開発の請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客の仕様に基づくシステム開発であります。

当該システム開発については、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれることから、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

商品の販売

商品の販売については、主な履行義務は商品の引渡しであり、当該履行義務は、商品の引渡し完了した時点で履行義務が充足されるため、引渡し完了時点で収益を認識しております。

#### (2) サブスク

月額利用契約

ボイスソリューション事業に関するシステムの運用、保守サービスの利用については、顧客との間で月額の利用契約を締結しており、主な履行義務は契約期間にわたるシステムの利用、及び保守サービスの提供であります。当該履行義務は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しております。

## 【 会計方針の変更に関する注記 】

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これに伴い、システム開発契約に関して、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、契約の初期段

階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれることから、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いシステム開発契約及び請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ 4,154 千円増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

## 【 収益認識に関する注記 】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「【重要な会計方針】3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	440 株	- 株	- 株	440 株

### (2) 自己株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	20 株	- 株	- 株	20 株

## 【 当期純損益金額 】

当期純利益 1,168 千円